

議案第18号

羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係
る事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務手数料条例の
一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和5年2月24日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号)の一部改正により、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る審査に用いる誘導仕様基準が新設されたことに伴い、当該基準を用いて審査を行う場合の手数料を新設するほか、所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務手数料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務手数料条例(令和2年羽曳野市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号の表2の項中

「

その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,100円
	200平方メートル以上のもの	43,700円

」を

「

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	20,100円
		200平方メートル以上のもの	21,600円
	その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,100円
		200平方メートル以上のもの	43,700円

」に

改め、同表3の項中

「

その他のもの	300平方メートル未満のもの	78,700円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	131,200円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	223,400円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	320,100円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル以上のもの	630,100円

	平方メートル未満のもの	
	25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	1,114,700円
	50,000平方メートル以上のもの	2,048,600円

」を

「

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	37,600円
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	65,000円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	117,600円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	177,800円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	326,500円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	552,300円
		50,000平方メートル以上のもの	968,800円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの
	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの		131,200円
	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの		223,400円
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの		320,100円
	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの		630,100円
	25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの		1,114,700円

	50,000 平方メートル以上のもの	2,048,600 円
--	--------------------	-------------

」に

改め、同表備考 1 中「含まない場合」の次に「又は省令第 10 条第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準に住宅の用途に供する部分(共用部分を除く。)が適合することを確認する場合」を加え、同表中備考 4 を備考 5 とし、備考 3 の次に次のように加える。

- 4 「誘導仕様基準」とは、省令第 10 条第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分(共用部分を除く。)が適合することを確認することをいう。

第 2 条第 9 号の表 2 の項中

「

その他のもの	200 平方メートル未満のもの	20,200 円
	200 平方メートル以上のもの	22,500 円

」を

「

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200 平方メートル未満のもの	10,700 円
		200 平方メートル以上のもの	11,400 円
	その他のもの	200 平方メートル未満のもの	20,200 円
		200 平方メートル以上のもの	22,500 円

」に

改め、同表 3 の項中「46,800 円」を「46,600 円」に、

「

その他のもの	300 平方メートル未満のもの	40,000 円
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	66,200 円
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	112,300 円
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	160,800 円
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	315,800 円
	25,000 平方メートル以上 50,000	558,400 円

	平方メートル未満のもの	
	50,000 平方メートル以上のもの	1,025,900 円

」を

「

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300 平方メートル未満のもの	19,400 円
		300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	33,100 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	59,400 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	89,600 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	164,000 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	277,300 円
		50,000 平方メートル以上のもの	486,000 円
		その他のもの	300 平方メートル未満のもの
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの		66,200 円
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの		112,300 円
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの		160,800 円
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの		315,800 円
	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの		558,400 円
	50,000 平方メートル以上のもの		1,025,900 円

」に

改め、同表備考 2 中「備考 2 及び備考 3」を「備考 2 から備考 4 まで」に改め、同条第

12号の表備考6(2)中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同表備考6(3)を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務手数料条例 新旧対照表

新					旧						
(手数料の金額等) 第2条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しなければならない。 (1)～(3) 省略 (4) 法第34条第1項の規定による認定の申請(認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画(法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。))に法第34条第3項各号に掲げる事項(以下この条において「他の建築物に係る事項」という。)を記載している場合に係るものを除く。)又は法第36条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法(建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準(以下この条において「性能向上基準」という。))に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この号から第11号までにおいて同じ。))が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の法第34条第1項の認定若しくは法第36条第1項の変更の認定(以下「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合であって、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していないときに係るものに限る。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額					(手数料の金額等) 第2条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しなければならない。 (1)～(3) 省略 (4) 法第34条第1項の規定による認定の申請(認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画(法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。))に法第34条第3項各号に掲げる事項(以下この条において「他の建築物に係る事項」という。)を記載している場合に係るものを除く。)又は法第36条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法(建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準(以下この条において「性能向上基準」という。))に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この号から第11号までにおいて同じ。))が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の法第34条第1項の認定若しくは法第36条第1項の変更の認定(以下「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合であって、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していないときに係るものに限る。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額						
項	区分			金額		項	区分			金額	
	認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価方法	床面積の合計				認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価方法	床面積の合計		
1	省略					1	省略				
2	一戸建ての住宅	省略				2	一戸建ての住宅	省略			
		その他 のもの	誘導仕 様基準 による	200平方メートル未 満のもの	20,100円			その他のもの	200平方メートル未 満のもの	39,100円	
				200平方メートル	21,600円						

			のもの	ル未満のもの	
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	131,200 円
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	223,400 円
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	320,100 円
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	630,100 円
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,114,700 円
				50,000 平方メートル以上のもの	2,048,600 円
4 省略					

備考

- 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等又は複合建築物であって、当該建築物について住宅の用途に供する部分の誘導設計一次エネルギー消費量(省令第 10 条第 1 号口に規定する誘導設計一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。)に共用部分(省令第 4 条第 3 項第 1 号に規定する共用部分をいう。以下同じ。)の誘導設計一次エネルギー消費量を含まない場合

				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	630,100 円
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,114,700 円
				50,000 平方メートル以上のもの	2,048,600 円
4 省略					

備考

- 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等又は複合建築物であって、当該建築物について住宅の用途に供する部分の誘導設計一次エネルギー消費量(省令第 10 条第 1 号口に規定する誘導設計一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。)に共用部分(省令第 4 条第 3 項第 1 号に規定する共用部分をいう。以下同じ。)の誘導設計一次エネルギー消費量を含まない場合

又は省令第 10 条第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準に住宅の用途に供する部分(共用部分を除く。)が適合することを確認する場合(以下この号及び第 9 号において「共同住宅等の共用部分を評価しない場合」という。)については、当該認定等に係る建築物の部分の床面積から当該住宅の用途に供する部分のうち共用部分の床面積(以下「住宅共用部分の床面積」という。)を除いた床面積)の合計をいう。ただし、法第 36 条第 1 項の変更の認定の申請(認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る建築物の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。

2・3 省略

4 「誘導仕様基準」とは、省令第 10 条第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分(共用部分を除く。)が適合することを確認することをいう。

5 省略

(5)～(8) 省略

(9) 法第 36 条第 1 項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合であって、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載しているときに係るものを除く。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	変更の認定の申	変更の認定に係	変更の認定の申	

(以下この号及び第 9 号において「共同住宅等の共用部分を評価しない場合」という。)については、当該認定等に係る建築物の部分の床面積から当該住宅の用途に供する部分のうち共用部分の床面積(以下「住宅共用部分の床面積」という。)を除いた床面積)の合計をいう。ただし、法第 36 条第 1 項の変更の認定の申請(認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る建築物の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。

2・3 省略

4 省略

(5)～(8) 省略

(9) 法第 36 条第 1 項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合であって、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載しているときに係るものを除く。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額
	変更の認定の申	変更の認定に係	変更の認定の申	

	請に係る建築物	る評価方法	請に係る建築物 の部分の床面積 の合計			請に係る建築物	る評価方法	請に係る建築物 の部分の床面積 の合計	
	1 省略					1 省略			
	2 一戸建ての住宅	省略				2 一戸建ての住宅	省略		
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200 平方メートル未満のもの	10,700 円		その他のもの	200 平方メートル未満のもの	20,200 円
				200 平方メートル以上のもの	11,400 円				
		その他のもの		200 平方メートル未満のもの	20,200 円			200 平方メートル以上のもの	22,500 円
				200 平方メートル以上のもの	22,500 円				
	3 共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	省略			3 共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	省略	
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	46,600 円				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	46,800 円
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300 平方メートル未満のもの	19,400 円		その他のもの	300 平方メートル未満のもの	40,000 円
				300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	33,100 円				
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	59,400 円			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	66,200 円
				5,000 平方メートル以上 10,000	89,600 円				

				平方メートル未 満のもの					2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メートル未 満のもの	112,300 円
				10,000 平方メー トル以上 25,000 平方メートル未 満のもの	164,000 円					
				25,000 平方メー トル以上 50,000 平方メートル未 満のもの	277,300 円					
				50,000 平方メー トル以上のもの	486,000 円				5,000 平方メー トル以上 10,000 平方メートル未 満のもの	160,800 円
			その他 のもの	300 平方メー トル未満のもの	40,000 円					
				300 平方メー トル以上 2,000 平 方メートル未満 のもの	66,200 円				10,000 平方メー トル以上 25,000 平方メートル未 満のもの	315,800 円
				2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メートル未 満のもの	112,300 円					
				5,000 平方メー トル以上 10,000 平方メートル未 満のもの	160,800 円				25,000 平方メー トル以上 50,000 平方メートル未 満のもの	558,400 円
				10,000 平方メー トル以上 25,000 平方メートル未 満のもの	315,800 円					
				25,000 平方メー	558,400 円				50,000 平方メー トル以上のもの	1,025,900 円

				トル以上 50,000 平方メートル未 満のもの	
				50,000 平方メー トル以上のもの	1,025,900 円
4 省略					
備考					
1 省略					
2 第1号の表の備考5並びに第4号の表の備考2から備考4までの規定は、この表についても適用する。					
(10)・(11) 省略					
(12) 法第41条第1項の規定による認定の申請をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額表 省略					
備考					
1～5 省略					
6 「仕様基準等」とは、次に掲げる基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認することをいう。					
(1) 省略					
(2) 省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準					
(13) 省略					
以下省略					

4 省略					
備考					
1 省略					
2 第1号の表の備考5並びに第4号の表の備考2及び備考3の規定は、この表についても適用する。					
(10)・(11) 省略					
(12) 法第41条第1項の規定による認定の申請をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額表 省略					
備考					
1～5 省略					
6 「仕様基準等」とは、次に掲げる基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認することをいう。					
(1) 省略					
(2) 省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)の基準					
(3) 省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)の基準					
(13) 省略					
以下省略					